



山形

'87

No.205号

6・7月号



—第二回高齢者ふれあいスポーツ大会—

会 議 会 議 例 定 第 2 回

昭和62年度
鹿部町半島振興地域企業立地促進のための
固定資産税の不均一課税に関する条例の制定
その他町条例の一部改正など

○ 一般会計・水道事業会計補正予算

○ 鹿部町半島振興地域企業立地促進のための

固定資産税の不均一課税に関する条例の制定

○ その他町条例の一部改正など

議案第四号

鹿部町半島地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

半島振興法の制定に基づき

製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地域の振興に資するため固定資産税の不均一課税について新たに条例を制定したものです。

議案第六号

昭和六十二年鹿部町水道事業会計補正予算について

収入支出それぞれ一四万円を追加し、予算総額を収入支出それぞれ六、四三八万八千円としました。

議案第五号

昭和六十二年鹿部町一般会計補正予算について

一般会計の総額に歳入歳出それぞれ一億三三四万円を追加し、予算総額を一億八、九五九万七千円としました。歳出の主なものは、次のとおりです。

- 企業誘致奨励金
- 船揚場補修工事費
- 本別漁港連絡道路用地購入費
- 河川公園整備費
- 町温泉観光協会補助金
- 公営住宅建設工事費
- 鹿部川河川用地購入費
- 中学校旧校舍火災復旧工事費
- 中学校プラスバンド備品購入費
- 給食センター浄化槽補修工事費

推薦第一号

農業委員の推薦について

- 農業委員会等に関する法律により議会推薦の農業委員を三人とし、次の方を推薦しました。
- 渡部 良次 (字大岩)
 - 佐藤 頼幸 (字宮浜)
 - 吉田 武雄 (字本別)

昭和六十二年第二回町議会定例会は、六月二十四日に開会され、諸報告、町長の行政報告のあと議案審議にうつり一般会計補正予算、水道会計補正予算、町条例の制定、一部改正条例の制定等を議決しました。

主な内容は、次のとおりです。

議案第一号

退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

恩給法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正しました。

議案第三号

鹿部町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ミンク飼育事業の廃止に伴ない当該条例からミンク飼育業務に従事する事により支給される特種勤務手当を削除しました。

議案第二号

鹿部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について



国民健康保険税の税率が 改正されました。

○ 税率	〔現行〕	→	〔改正後〕
所得割	8.0%	→	9.5%
資産割	5.0%	→	7.0%
均等割 (1人当たり)	10,000円	→	15,000円
平等割	13,000円	→	20,000円
○ 最高限度額	370,000円	→	390,000円

(例) 4人家族・固定資産税額5万円するとき
所得391万円で限度額370,000円→所得315万円で390,000円

保険税は、 納期限内に納めましょう!

収納率が下がると国からの補助金が
引き下げられ、それがみなさんの
負担ともなりかねません。

驚きの医療費

(62年2月分)

入院	60人	1,300万円
通院	1,885人	1,200万円
計		2,500万円

(毎月約3,000万円の支払い)

製造業者に対する

固定資産税の不均一課税について

— 該当する時は申請書を提出下さい —

昭和六十一年三月三十一日
付で渡島地域が、半島振興法
対策実施地域に指定されまし
た。これにより当町において
も固定資産税の不均一課税を
行なうこととなりました。
くわしくは次のとおりです。

分(昭和六十一年四月
一日取得分から適用)
(昭和七十年三月三十一
日で失効)
五、税率

○ 第一年度 0.14 / 100

(現行税率の1/10課税)

○ 第二年度 1.35 / 100

(現行税率の1/4課税)

○ 第三年度 0.7 / 100

(現行税率の1/2課税)

※ 現行税率は 1.4 / 100

- 一、適用業種 — 製造業
- 二、適用項目
事業に係る家屋及び償
却資産並びにその敷地
(土地については、取得
から一年以内に建設さ
れた家屋の土地)
- 三、適用取得価格
一、九〇〇万円を超え
るもの。

該当すると思われる製造業
者の方がおりましたら、税務
課に備え付けの申請書を提出
しなければなりませんので、
申し出て下さい。

- 四、適用期間
(取得価格の合計額)
課税年度から三ヶ年度

詳細は、役場税務課へお問
い合わせ下さい。
☎ 七二二二一内線五一

たばこは町内で買いましたら

二二〇円のたばこ一箱から約四一円が

税金として町に還元されます。

(昭和六十一年度は六七万五千円が町に還元されました)

ゲートボールで交流を深める

リハビリ入所者と町老人クラブ会員

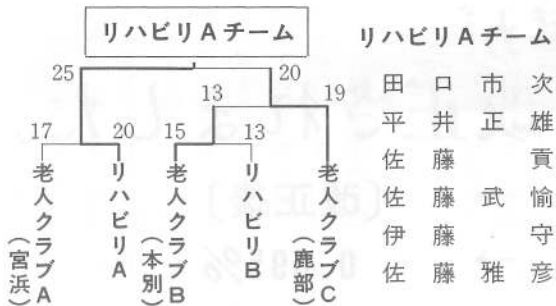
去る六月十六日に本別ゲートボール場で、リハビリ入所者と町老人クラブ会員による「交流ゲートボール大会」が行われました。

当日は、好天に恵まれ、リハビリからは二チーム、老人クラブは三チームが参加してきれいに整備された本別ゲートボール場で交流を深めました。

開会式では、小山老人クラブ連合会長が「ゲートボールの試合を通して、リハビリ入

所者と我々老人クラブ員の交流を深めましょう」とあいさつして試合が開始されました。試合は、身体の手アキヤツプを考え、第一ゲートまでの距離が少し短かくなっている他は、すべて同じで、和気あいあいの中にもチョッピリ勝負根性も表われていました。

熱戦の結果、リハビリAチームが優勝しましたが、終りの頃には、もうすっかりうちとけて、ますます交流を深めていました。



老人クラブ連合会が

リハビリに手製おむつ五五五枚を贈る

五月十八日に町老人クラブ連合会(会長 小山忠一氏)が、渡島リハビリに手製のオムツ五五五枚を贈りました。

これは、同クラブが会を挙げて取り組んでいた事業で、連合会を構成している町内各老人クラブの協力で沢山のオムツができたものです。

当日は、各老人クラブの会長五名が、渡島リハビリへできたオムツを持参して、同施設の紙谷部長、千場部長へ手渡したものです。

リハビリでは、心のこもったオムツを十分に活用させていただきます」とお礼を述べ、感謝していました。

これまでも、同クラブとリハビリ入所者とは、スポーツ



大会やリハビリ運動会等で交流をし親睦を深めています。今回のオムツの贈呈で、より一層親睦が深められたことと思います。

老人クラブの皆さん、本当にありがとうございます。

鹿部中学校

父母と三年生がクロマツ三十本を植樹

―クリーン作戦も展開して校舎周辺を清掃―

五月二十一日に鹿部中学校で生徒とPTA（会長 高田弘之氏）が協力して学校周辺にクロマツ三十本を植えました。

これは、学校環境整備の一つ更には、三年生の記念を兼ねて行われたもので、当日は、父母約六十人が参加して三年生百十人と共に作業をしまし

た。

た。造園業者や町森林組合職員の指導で、樹齢十五〜二十年の高さ四、五メートルのクロマツを植え、肥料を与え、黒土を入れて支柱を立てて完成で、生徒と共に快ち良い汗を流していました。

また、当日は一、二年生が学校周辺のゴミ拾いも行ないクリーン作戦を展開しました。



老人福祉相談員に

高村富憲氏

委嘱される



この度、北海道から老人福祉相談員に、高村富憲氏（字鹿部）が委嘱されました。

老人福祉相談員とは、老人問題についての相談、指導及び個々の実情に応じて適正なアドバイスを行ない、老人福祉のきめ細かい推進を図るために道知事が委嘱するものです。

今後は次のような事について相談に応じていますので、お気軽にご相談下さい。

- 老人の家族や生活に関すること
- 老人の健康問題に関すること
- 老人福祉施設入所に関すること
- その他老人の福祉に関すること

小中学校施設（体育館・グラウンド）を

開放します。

―事前に学校利用団体申請を―

教育委員会では、町民のみならず文化・スポーツに親しみ健康で文化的生活が過ごせることを目的として各種の教室・大会等を開催していますが、年々参加される方がふえています。

又、スポーツサークルの活動も活発となっており、青少年会館の利用頻度も高くなっている、利用が競合する事が多くなってきました。

教育委員会では現有施設の有効利用とスポーツサークルの活発化を図るため、小・中学校の「体育館・グラウンドの開放」を検討してきましたが、次の要領で開放することといたしましたので、希望される方、詳しい内容を知りたい方は、教育委員会社会教育課へお問い合わせ下さい。

☎ 七―三一二四

- ★教育委員会に学校利用団体申請をし、承認された団体
- ★町有施設の使用が不可能と



小学校体育館

判断され、学校利用に支障のない場合。
★承認された団体で、学校施設を利用しようとする場合は、一週間前までに許可を受けること。

町ゲートボールクラブ

春季大会行われる

老人パワーで、スティックも軽ろやかに

宮浜Bチームが優勝

鹿部町ゲートボールクラブ春季大会が、六月二十日に本別ゲートボール場で行われました。

これは、町ゲートボールクラブ(会長 吉田勝夫氏)が主催して毎年、春・秋年二回行っているもので、今回は六チームが参加して行われました。

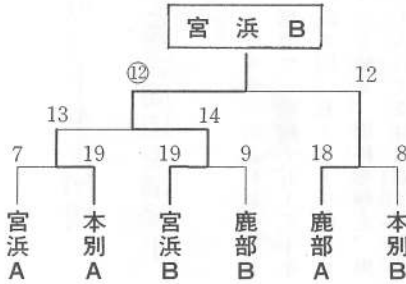
開会式では、吉田会長が「ゲートボールを通じて、会員相互の親ばくを図りましょう」とあいさつし、続いて川村町長が「ゲートボールは、今や国際的なスポーツとなっていて、我が町の老人クラブの皆さんもゲートボールを通して国際的な物の方を養って下さい」とあいさつしました。

また、佐藤町体育協会長も出席し「今回ゲートボールクラブが町体育協会に加入して戴きありがとうございます。」

これからも体育協会発展のため頑張ってください」とあいさつしました。

続いて選手を代表して高村富憲さんが宣誓を力強く行ない、川村町長と佐藤体育協会長が試球式を行ない競技開始となりました。

今回は特に森町ゲートボールクラブの会員の方が交流を兼ねて審判をお引き受けして



佐藤体育協会長の始球式



川村町長の始球式



選手宣誓

競技ルールを詳しくおしえながら厳正なジャッジをして下さいました。
熱戦の結果、宮浜Bチームが並いる強豪を破って見事優勝しました。



9番にタッチ



注目の一打



第1ゲート



ソレッツ!



3番第二ゲート通過

第二回高齢者ふれあいスポーツ大会 青空のもと町内のご老人とリハビリ入所者の

楽しいスポーツ大会開催 かわいい幼稚園児も参加

六月二十七日、山村グラウンドにおいて第二回高齢者ふれあいスポーツ大会が行われました。

これは、高齢者ふれあいスポーツ大会実行委員会（会長 小山忠一氏）が主催し、町、町教委、町社会福祉協議会、町老人クラブ連合会が後援して、「スポーツを通じて、町内在住の高齢者と施設入所の高齢者とのふれあいの場をつくり、また高齢者の健康づくり」を目的として行われたものです。

当日は、好天にも恵まれ、町内在住六十歳以上の方約一〇〇人とリハビリ入所者で六十歳以上の方二十人の計一二〇人のお年寄りが参加しました。又しかべ幼稚園の園児も昨年に引き続き参加して、園児とおじいちゃん、おばあちゃん方との交流も深められました。

開会式は、九時三十分から行われ、小山会長、川村町長のあいさつに続いて選手を代表して大堀良一さんが力強く選手宣誓を行いました。

その後、準備体操をして、早速競技開始となりました。競技はどれも楽しいものばかりで、参加されたおじいちゃん、おばあちゃん方は一生懸命ガンバっていました。また、種目の中には園児と楽しく競技するものもあり、かわいい園児に手をひかれて走っていました。リハビリから参加した皆さんは、第二回目という事もあってか、非常に打ちとけた雰囲気でも、楽しそうにして、一生懸命頑張っていました。

昨年にも増して、リハビリ入所者と町内のご老人、更にはしかべ幼稚園の園児たちの交流が深められた同大会でしたが、これからも第三回、第四回と続けてほしいものです。



準備体操



選手宣誓



川村町長のあいさつ



息もぴったり



ホイきた



ここをねらって



ヨーイドン



アーン!

カメラ・アイ

鹿中体育祭

鹿部中学校の昭和六十二年
度体育祭が、五月三十一日に
同校グラウンドで行われました。
テーマは「団結」で、テー
マどおり生徒のみなさんは一
致協力して頑張っていました。
また、昨年は休んだ吹奏楽
部のドリル演奏も復活なり、
意欲深かった体育祭でした。



力走



スタート



吹奏楽のマーチング



青春とは団結



力には自信が!



頭を使って



私だって



親子!?



お見事



ヤッター!



真剣



ガンバルマン・戸部先生



コケルムカデ



応援すれどもカデ進まず

鹿部小運動会

鹿部小学校の昭和六十二年
度の運動会が、六月七日に同
校グラウンドで行われました。

当日は好天に恵まれ、テー
マどおり、自分の力を出して
って、ゴールめざして一直線
に頑張っていました。



伝統種目「駒ヶ岳登山」



かわいい選手宣誓



先生と



力いっぱい応援



遊戯



借物競争



先生方が力みすぎ



宮浜リード



地域別リレースタート！



バケツつり？ふくろつり？



もうすぐゴール

献血で守る 尊い命

●7月は「愛の血液助け合い運動」です●

夏になると水の使用量が増え、水不足になりがちなることはよく知られています。しかし、同じ夏に、輸血に必要な血液が不足しがちになることは、案外知られていないようです。

夏は、旅行や帰省をする人が増えるためでしょうか、献血する人が減るといわれています。それにも増して、夏の暑さが「献血をしよう」とする皆さんの善意を喪失させてしまうのかもしれない。

夏だからといって病人やけが人が減るわけではありません。

献血をして尊い命を助けたい——というあなたの善意を、血液が不足しがちな夏にも生かしてほしいものです。

血液中の必要な成分だけを採取する

成分献血——昨年四月から始まった新しい献血方法ですが、まだご存じない方も多いのではないのでしょうか。

成分献血には、血液中の液体成分である血漿のみを採取する「血漿成分献血」と、血小板だけを採取する「血小板成分献血」の二つがあります。これらの献血方法は、赤血球などの成分を献血者本人に返還しますので、



献血者にとっても負担の少ない方法といわれています。

血漿成分献血

血漿は、数多くのタンパク質を含み、主に栄養分や老廃物の運搬、免疫作用、血液を固まらせるなどの働きをします。

血漿成分献血により得られた血漿は、これらの役割ごとに製剤がつくられます。これを「血漿分画製剤」といいます。

血漿分画製剤は、血液をそのまま輸血するのに比べて、より少ない量で医療上大きな効果が得られます。しかも血友病などの特定の疾病にきわめて有効なため、現代医療に欠かせない医薬品となっています。

しかし、わが国の血漿分画製剤の使用量は大変多く、その大部分は輸入に頼っているのが現状です。

血小板成分献血

血小板は出血を止める働きをし、白血病などの治療に使用されます。血小板成分献血の導入により、一人の献血者から数人分の血小板が一度に得られるようになりました。

国内で使う血液製剤を国内で確保するために、また、輸血を待つ患者さんのために、成分献血にぜひご協力ください。

恩給受給者の遺族の方へ

扶助料の請求はお済みですか

恩給受給者が死亡などで権利を失われた場合、遺族がおられるときは、扶助料を請求することができます。

なお、扶助料を受けられる遺族の範囲・順位および提出していただく書類は次のとおりです。

遺族の範囲・順位
恩給受給者の死亡当時、受給者と生計関係があった遺族は、次の順位で扶助料の請求ができます。

- (1) 配偶者
- (2) 二十歳未満の子
- (3) 父母
- (4) 重度障害を有する方で、かつ生活資料を得るみちのない二十歳以上の子
- (5) 祖父母

2 提出書類
普通恩給を受給されておられる方の妻が請求する場合

- 扶助料請求書
- 扶助料を受けようとする者の生計関係申立書
- 請求者の戸籍謄本（恩給受給

者が死亡したとき以後の身分関係を明らかにすることができきるもの)

○政令で定める公的年金受給の有無に関する申立書（六十歳以上の場合のみ必要）

○恩給証書（添付できない場合は、その理由書）

なお、妻以外の遺族が請求する場合や傷病恩給などを受給されていた方の遺族が請求される場合は、提出書類が多少異なりますので、詳しくは恩給局にお尋ねください。

総務庁恩給局
〒一六二 東京都新宿区若松町 一九一

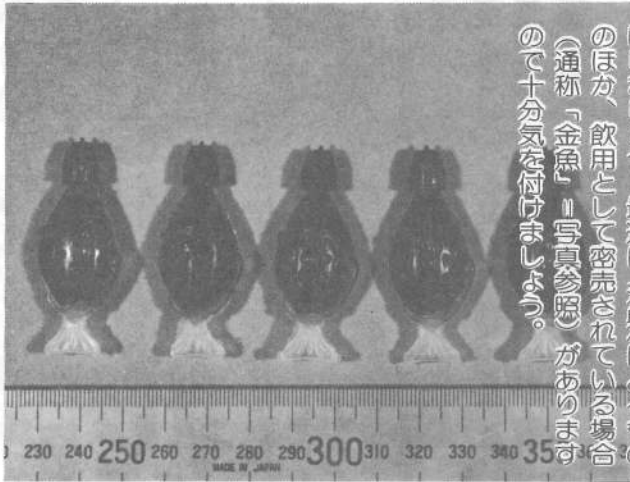


電話 ○三―二〇二―二三七七
○三―二〇四―〇一四七

破滅への
片道切符

覚せい剤には手を出すな

●薬物乱用防止広報強化月間●



形を変えた覚せい剤「金魚」

二、三年前、「覚せい剤やめますか、それとも人間やめますか」という標語が話題を呼んだことがあります。「人間をやめる」という意表をついた表現がわたしたちをドキッとさせ、覚せい剤の恐ろしさを改めて知らされました。つまり、ひとたび覚せい剤に手を出すと反復使用は避けられず、やがて慢性中毒となり、身も心もむしばまれてしまう「破滅への片道切符」——それが覚せい剤なのです。

覚せい剤には絶対に手を出さないようにしましょう。最近では注射によるもののほか、飲用として密売されている場合（通称「金魚」・「写真参照」）がありますので十分気を付けましょう。

手記

覚せい剤に息子を奪われて

板谷沢野さん（仮名） 48歳

私の長男は、十八歳で覚せい剤のとりことなり、精神に異常をきたし、とうとう逮捕されてしまいました。この間の半年以上、私どもの家庭は、生きていく希望もなく、地獄のような毎日を送ったのです。

息子はもともと気の弱いほうでした。高校を卒業して、ある会社に就職して

少したったころから、これまで聞いたことのない人から電話がかかったり、夜遅く帰宅するようになりました。やがて、少々のことではイライラして怒るようになり、あまり食事もとらず、だんだんやせて目だけがギラギラして顔は土色になってきました。

そうしているうちに、会社を無断で休み、働かなくなり、質入れのため部屋からはステレオやカセットが消え、わたしからお金をせびるようになりました。やがて人の話し声が聞こえると言っては部屋の中を歩き回り、

のどく者が居ると言っては鍵穴

から外をうかがったりするようになりました。

また、ある時などは、血走った目付きをして座布団の綿を全部出し、その中を何回も調べ、わたしが声をかけても全く見向きもせず、同じ動作を繰り返していました。

この様子は、町内会の回覧板で読んだ覚せい剤乱用者の特徴

ひと思いに息子と死のうか……

かと真剣に話し合ったほどでした。

あとで聞いたところ、町で偶然会った同窓生の覚せい剤乱用者に、好奇心で注射してもらったのが病みつきとなり、あとはただ覚せい剤欲しさで、前後の見境がつかなくなったと話していました。現在、息子は、保護観察処分となって帰宅が許され、就職もしました。

それにしても覚せい剤の持つ魔力は恐ろしいものです。二度とあのような苦しみを味わわないようにするために、これから家中でお互いに戒め合っ

てゆきたいと考えています。

資料…「白い粉の恐怖」破滅への片道切符（警察庁）



お知らせ



社会を明るくする運動 七月一日から一ヶ月間

目標「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」

今、鹿部町で、「社会を明るくする運動」が行われていま

この運動は、七月一日から一ヶ月間、全国的に行われているもので、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする運動です。
昭和二十六年に始まったこの運動は、今回で三十七回を迎え、ますます充実した国民

運動へと発展しつつあります。今年の重点目標は、「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」となっています。

少年の非行を防止し、誤って罪を犯した人達の更生をはかるために、また非行のない明るい鹿部町をつくるためには地域の人達がともに手を携えてこの運動を積極的に展開する必要があります。

あなたも、この運動の趣旨を十分に理解し、この運動に協力しましょう。

(民生課)

所得税第一期分の納期は七月三十一日まで

所得税の予定納税第一期分の納税をお忘れなく。納期は七月一日から三十一日までです。

納税する額は、六月中旬に税務署から郵送される「予定納税額の通知書」に記載された金額です。

(予定納税のしくみ)

所得税は、通常、七月(第一期分)と十一月(第二期分)

に予定納税をし、翌年二月二十六日から三月十五日までの間に確定申告をして、一年間の税金を精算するという制度を採用しています。

「前年分の申告納税額」を基に予定納税基準額を計算して、その三分の一ずつをそれぞれ納期限までに納めることになっていきます。



銀行などの預金口座から振替によって納税する、振替納税の制度をお勧めします。

不動産取得税のお知らせ

不動産取得税は、建築又は土地や家屋を売買、贈与、交換などによって取得した時に一度だけ課税される道税です。

◆税率
取得した不動産の価格の四％です。(ただし、住宅は三％)

◆不動産の価格
○家屋を建築し、新たな不動産を取得した時は、固定資産評価基準法により評価した価格によります。
○土地や家屋を売買、贈与、交換などにより取得したときは、原則として市町村の固定資産台帳の登録価格によります。

◆住宅を建築によって取得した場合
一定の要件に該当している場合は、一戸につき価格から四五〇万円が控除されます。
◆中古住宅を取得した場合
一定の要件に該当している場合は、新築年次に応じて一五〇万円から四五〇万円まで価格から控除されます。
◆住宅用土地の減額
○一定の要件に該当している土地を取得した場合は、税額の四分の一が減額されます。
○「住宅控除」を受けることができる住宅の敷地となる土地を取得した場合、一定の要件に該当する時は、原則として税額から四万五千円まで減額されます。

なお、住宅控除や土地の減額は、申請が必要ですから該当する場合は、所定の手続きをして下さい。

◎申請並びに問合せ先
渡島支庁税務部課税課

不動産取得税係
☎〇一三八一五一―九一一

自衛官募集

- 募集受付 9月5日から
- 試験日 9月16日から
- 採用 昭和63年3月末日

詳しくは次へお問い合わせ下さい

- 役場総務課(☎7-2111)
- 自衛隊函館地方連絡部 担当広報官 田島

☎0138-53-6241

ご存知ですか

＝国民年金＝



老齢基礎年金

老齢基礎年金は①

- 一、保険料を納めた期間
- 二、保険料を免除された期間
- 三、任意加入できる学生の期間
- 四、被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者である期間
- 五、在外邦人が、任意加入しなかった期間（昭和六十一年四月一日前の国民年金法の適用除外期間を含み、二十歳以

上六十歳未満の期間に限る。

六、昭和六十一年四月一日以前の国民年金法により任意加入することができた人で任意加入しなかった期間

これらの期間を合算して、二十五年以上ある者に六十五歳から支給されます。

なお、ここでいう二十五年というのは、資格期間に算入される期間であり、年金額は納付期間により計算されます

老後の所得保証として②

老齢基礎年金は、老後の所得保障を目的とするもので、年金給付の中心となっています。

老齢基礎年金は、四十年保険料を納付して満額の年金が支給されます。

ただし、大正十五年四月二日から昭和十六年四月一日までに生まれた方については、四十年間の期間がそれぞれ二十五年から三十九年に短縮されていますので、これらの期間を納付しますと、四十年間納付した人と同様満額の年金が支給になります。また保険

料納付期間が二十五年に満たない場合は支給になりませんが、昭和五十一年四月一日前に生まれた者については、特例的に二十五年に満たなくても、支給される場合があります。

老齢基礎年金の支給開始年齢は、六十五歳となっておりますので、六十五歳になつたら請求して下さい。

サラリーマンの妻の年金③

妻の年金③

これまで国民年金の強制加入から適用除外されていたサラリーマンの奥さんも強制加入となり（第三号被保険者）自分名義の老齢年金基礎が支給されます。

しかし、昭和六十一年四月一日現在六十歳に近い人で、国民年金の任意加入期間や、公的年金加入期間が短かかったり、まったくいない人は低額の老齢基礎年金にしかありません。そこで経過的に振替加算という制度があります。具体的には、昭和六十一年四月一日現在五十九歳（昭和二年四月一日以前生まれ）の妻の場合、月額一万五、五六六円が老齢基礎年金に加算され、以後年齢が一歳若くなること

に漸減し、昭和四十一年四月二日以降生まれの人は「ゼロ」ということとなります。

保険料は、夫の加入する年金制度でまとめて負担しますから奥さんが自分で納める必要はありません。

老齢基礎年金の

三つのポイント

ポイント1 老齢基礎年金は、二十五年の資格期間を満たした人に六十五歳から支給。（ただし、施行日に六十歳以上の人は従前のおり）

ポイント2 老齢基礎年金は、六二万六、五〇〇円（月額五万二、二〇八円——六十年一度価格）とする。

ポイント3 厚生年金等保険の配偶者加給の算定対象となっていた妻には、施行日における年齢に応じ、経過的に加算を行う。（振替加算）

国民年金保険料の免除申請を
受付けています

納付困難な方は
免除申請の手続きを

国民年金に加入している方で、失業・病気及び災害などのために生活が苦しく、保険料を納めたくても納められない方の「国民年金保険料の免除申請」を受け付けています。免除申請をしないで保険料を未納のままにしておきますと、将来年金が受給できなくなる場合がありますので、該当する方は、次により手続きをして下さい。

●申請方法
印鑑持参の上、役場民生課国民年金係へ申し出て下さい。

●期限
七月末日まで





うちわ

お中元に何やら平べったい箱が届いて、開いて見たら、なかみは、竹の柄のついたきれいなうちわ……昔の話ではありません。最近のレトロ(復古調)ばかりで、昔なつかしいうちわが、民芸品、装飾品としてもはやされるようになったのです。

ついこの間までは、うちわ、すだれ、風鈴の音などで涼味を味わったのですが、最近では扇風機やエアコンの普及で、うちわの需要が減ってしまいました。

かまどや七輪をうちわであ

おくこともなくなりました。でも、手作りうちわは伝統的工芸品として各地に残されています。

たとえば、千葉県の伝統的工芸品に指定されている房総うちわの場合は、材料の竹の切りだしから仕上げまで二十四もの工程を手作業でやっています。

うちわは昔から、涼風を出すばかりでなく、日よけや、顔を隠すためにまた、飾りにも使われていました。武将や行司の持つ軍配もうちわの一種です。



エアコンが普及しても、やはり夏にはうちわを一本手もとに置いて楽しみたいものです。

ところで、夏は自然に親しむのに絶好の季節でもありません。七月二十一日から八月二十日までは、「自然に親しむ運動」の期間で、この期間中に、奈良県吉野熊野国立公園で、自然公園大会が開催されるほか、各地で、自然観察会などが行われます。

さわかき 君

西村 宗



氏名	享年	住所
吉田 金助	四九歳	鹿部町
佐藤 藤枝	七〇歳	鹿部町
松本 進	八三歳	鹿部町
佐藤 徳子	七三歳	鹿部町
木村 啓子	七四歳	鹿部町
盛田 啓子	七五歳	鹿部町
山口 啓子	七五歳	鹿部町
松本 啓子	七五歳	鹿部町
古松 啓子	七五歳	鹿部町
山本 啓子	七五歳	鹿部町
三浦 啓子	七五歳	鹿部町
盛田 啓子	七五歳	鹿部町
白取 幸江	六三歳	宮部町



おくやみ
もうしあげます

氏名	父	住所
中山 良太郎	勝彦	鹿部町
船橋 静香	善一郎	鹿部町
高桑 香音	善一郎	鹿部町
浦本 篤史	一	鹿部町
高本 篤史	一	鹿部町
扇田 麻枝	仁志	鹿部町
木村 望	志	鹿部町
工藤 祐介	武	鹿部町



おたんじょう
おめでとう

世帯と人口	62. 6. 30現在
世帯数	1,401世帯 (+4)
男	2,572人 (±0)
女	2,565人 (-2)
計	5,137人 (-2)

戸籍の窓

7月・8月の救急病院

7月19日	南茅部町	国保病院	(南茅部町)	☎ (2)3511
7月26日	沢田	医	院	(鹿部町) ☎ (7)2105
8月2日	砂原町	国保病院	(砂原町)	☎01374(8)3131
8月9日	南茅部町	国保病院	(南茅部町)	☎ (2)3511
8月16日	砂原町	国保病院	(砂原町)	☎01374(8)3131
8月23日	南茅部町	国保病院	(南茅部町)	☎ (2)3511
8月30日	渡島	リハビリテーションセンター	診療所	(鹿部町) ☎ (7)3321

——診療時間は午前9時～午後4時——

したので、訂正しておわび申し上げます。